

「企業庁の今後のあり方に関する中間報告書」に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集期間

平成17年12月15日（木）～平成18年1月20日（金）まで

2 意見募集の結果

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
3名	12名	3名	18名

※ ご意見の総数 34件

3 いただいたご意見の概要と「企業庁の今後のあり方検討会」の考え方

（類似したご意見については、まとめて記載させていただきました。）

（1）共通

番号	ご意見の概要	企業庁の今後のあり方検討会の考え方
1	<p>諸外国や国内に真似することのない進め方で、民間委託にほとんど切り替えるよう検討を望みたい。</p> <p>日本の技術力は、低下していないし、耐震問題等のことは、むしろ管理システムに問題がある。</p> <p>県職員は2～3年で転勤しており、技術能力より事務能力及び施策能力の方にウエイトをおけば良いと思う。（1件）</p>	<p>企業庁の今後のあり方を検討するにあたって、検討会として、民間委託を前提に議論を行ったわけではありませんが、ひとつの大きな方向性であると認識しつつ、そのことだけにとらわれることなく、民営化をはじめ様々な検討を行いました。その結果、水道部会（最終報告書P37の2（1）：以下ページは最終報告書のページとする）及び工業用水道部会（P65の1（3））において、コスト縮減や効率的な事業運営が可能となる手法として、民間委託の拡大について更なる積極性を持って検討を進めるべきとの提言を行っています。</p> <p>ただし、民間委託の拡大を進める場合でも、委託者側が十分管理監督できるよう、一定の技術力を保持することは必要不可欠と考えています。</p> <p>なお、民間市場の成熟度を把握する必要から他団体の委託の状況を参考にすることは重要と考えています。</p>

(2) 水道部会

番号	ご意見の概要	企業庁の今後のあり方検討会の考え方
1	<p>水源から家庭給水まで一元化できることは望ましいと思うが、対象となる市にそれだけの体力があるか十分に吟味して対応してほしい。「県の施設を市に移管しましたが、結局コストアップになりました。」というのでは納得が出来ない。(1件)</p>	
2	<p>市町村合併の際も旧市町村間の利用者の負担に差があり問題となったことから、水道事業と水道用水供給事業の一元化は不可能と考える。市に事業譲渡するための費用を、企業庁として、県民サービスのために使用し、現行を維持するべきと考える。(1件)</p>	<p>今より良いサービスをより少ない負担で供給するためには、どのような事業のあり方が望ましいのかという視点に立って検討を行っています。</p> <p>「水道法」において、水道事業は原則市町村で実施するものと規定されていること、各家庭までの給水の実績があることから、特定の市に供給されている水道用水供給事業は、当該市の水道事業への一元化が基本と考えています。</p>
3	<p>水道用水供給事業が1市となった場合、一元化を行い市に譲渡する方向性が示されているが、現在、県の一般会計で負担している費用をどうするかが触れられておらず、それが市の負担となると、市民負担が増加することが考えられる。</p> <p>将来にわたり、県が負担していくことが必要であり、企業庁において一元管理していくことが望ましい。(1件)</p>	<p>なお、市に対して事業譲渡を行う場合、まず、第一に水の量や質が確保されることが前提であり、さらに、利用者及び県民の負担が増加しないことが重要と考えています。</p>
4	<p>現在の形態で、うまくいっているのなら、無理に変更する必要はない。現状のなかで、より効率的な経営手法を取り入れていくほうが、県民としては、ありがたいのではないか。(1件)</p>	<p>今後も社会経済情勢や事業を取り巻く環境は変化していくものであり、状況変化に応じた望ましい事業のあり方を検討することは必要と考えています。</p> <p>経営形態に関わらず、安定供給とコスト縮減は重要と考えています。</p>

5	<p>コストダウンの為の業務の民間委託については、安全性が確保されるなら結構なことだが、コスト至上主義で「飲料水の安全性が低下する」ような事態は望ましくない。(2件)</p>	
6	<p>「非常時の対応は行政が責任を持って担うべきである」との提言は当然であり、的確かつ迅速に対応してほしい。(1件)</p>	<p>水道は住民生活に欠かせないものであり、安全で安心な飲料水の安定供給を確保することが必要ですが、経営の効率化を図るため、コスト縮減や効率的な事業運営が可能となる手法として、民間委託の拡大を進めることは重要と考えています。</p>
7	<p>民間は利益が出ないとコスト縮減をするので、「安全・安心・安定」供給に支障が出る可能性が大である。</p> <p>また、非常時における安全性の確保は、民であれば利益がある場合となり、特定の地域のみ安全性の確保になってしまう。民間委託した場合、県民全体に平等なサービスは低下すると思われる。(1件)</p>	<p>ただし、民間委託などの民間的経営手法を導入する場合であっても、施設整備計画の策定、水質の管理、渇水時における他の利水者との調整、非常時の対応は住民の安全・安心の確保を図るうえで、最も重要な責務であり、今後も、行政が責任を持って担うべきであると考えています。</p>
8	<p>非常時の備えについては、長期的視点でなく、期限を設けて(半年~1年間)早急に検討解決してほしい。(1件)</p>	<p>企業庁は今回の提言を受けて、具体的な検討を始めるべきであり、その中で非常時の対応など緊急な課題については、迅速に対応していく必要があると考えています。</p>
9	<p>非常時の安全度の向上は「利用者にとって望ましい」という表現になっているが、県民(住民)という表現のほうがよいのではないか。(1件)</p>	<p>企業庁の水道用水供給事業は、基本的には、利用者の料金収入で賄われていること及び県内全ての市町に対して供給している状況でないことから、「利用者」という表現にさせていただきました。</p>

1 0	<p>志摩市は、水源から末端給水までの一元化を進めることを総合計画に盛り込み、今後検討を予定している。</p> <p>譲渡を受ける場合の費用や負担方法に不安がある。(譲渡以前に、老朽化施設等の前倒し早期の更新をお願いしたい。譲渡になった場合の水道料金への影響が不安である。水源及びダム管理、水処理等について未経験のため、人材の確保、養成に不安がある。)(1件)</p>	<p>県は、事業譲渡にあたっては、資産価格の評価方法などについて、資産譲渡の際に工夫するなどの財政面での支援や、施設の維持管理のための当面の人員の確保や人材の育成などスムーズな移行が図れるような配慮を行うことが重要であり、段階的に移行を進めていくべきと考えています。</p>
1 1	<p>責任の所在がはっきりしたうえで、安全と安定が確保され、なお低コストなら経営形態には特にこだわらない。</p> <p>(2件)</p>	<p>水道は住民生活に欠かせないものであることから、経営形態を選択する場合、安全で安心な水道水を安定的に供給出来ることが基本であると考えています。</p> <p>また、どのような経営形態を選択した場合でも、「安全で安心な飲料水の安定供給」を確保するため、施設整備計画の策定、水質の管理、渇水時における他の利水者との調整、非常時の対応は、行政が責任を持って担うべきと考えています。</p>
1 2	<p>「コスト削減は必要不可欠である」との提言となっていますが、より一層情報提供(P R)すれば、県民は理解してくれると思う。(1カ月の新聞代より安い。水は天からのもらい水ではない。)</p> <p>(1件)</p>	<p>経営の効率化を図るため、コスト削減は重要ですが、安全性の確保がおろそかになることはあってはならないと考えています。</p> <p>また、安全性の確保のために必要となる経費についての理解を深めていただくため、経営状況について、県民にわかりやすく情報提供することが重要と考えています。</p>
1 3	<p>松阪市が「南勢系」と「中勢系」の双方から受水していることに伴う課題について早期に協議の場を設定すべきである。(1件)</p>	<p>課題を整理したうえで、企業庁として対応していくことが必要と考えています。</p>

1 4	<p>企業庁の今後のあるべき姿は、当面は現状維持が最良と考えます。ただし、早期に民間で出来ることは民間に業務委託し、コスト縮減に努め、段階を踏んで指定管理者制度等への移行をしていくべきと考えます。また、水道の使命である安全で安心、安定的、安価な水の供給は企業庁で管理出来る体制とすべきと考えます。(1件)</p>	<p>水道は住民生活に欠かせないものがあり、今後も水道事業を「持続可能」なものとするため、サービス内容が向上するとともに、経費の縮減をはじめ効率的で安定した事業運営を行えることを基本に、経営形態を選択すべきと考えています。</p> <p>また、民間委託などの民間的経営手法を導入する場合においても、「安全で安心な飲料水の安定供給」を確保するため、施設整備計画の策定、水質の管理、渇水時における他の利水者との調整、非常時の対応は、今後も行政が責任を持って担うべきと考えています。</p> <p>なお、水道事業との一元化を優先すべきであること及び民営化した場合の事業継続を保証する仕組みの整備の必要性から、現時点における指定管理者制度の導入は適当でないと考えています。</p>
1 5	<p>水道用水供給事業と末端給水水道事業の一元化を進めるべきとの意見に賛成。理由としては、危機管理面から県水受水のみ企業体は、近隣企業体と送水管を結び広域化を進めるべきであること、民間委託を進めるにあたっては、小さな企業体では割高になり、大きな単位の企業体になるべきであることからである。(1件)</p>	<p>我が国の水道事業は、市町村単位で設立されており、個々に民営化しても、規模のメリットが発揮されにくく、民営化の効果を大きくするためには、まず、水道事業の統合による「広域化」、水道事業と水道用水供給事業の統合による「一元化」が必要であり、企業庁は、まず、「一元化」を進めるべきと考えています。</p>

(3) 工業用水道部会

番号	ご意見の概要	企業庁の今後のあり方検討会の考え方
1	<p>①民間企業が取り組んでいる例を参考として更なる体質改善に向けた取組を加速すべきである。たとえば、民間企業へ職員を派遣実習させ、民間の取組や考え方を会得し、体質改善に生かすことなどが考えられる。</p> <p>②また、料金の業務は民間委託で支障ないと思う。 (1件)</p>	<p>①企業庁職員の中には、民間企業の職務経験者や民間企業への派遣研修の経験者がいます。企業庁は、これらの職員の経験を組織内で共有するとともに、民間企業が取り組んでいる取組を参考にし、更なる体質改善に取り組んでいくべきと考えています。 (P55(3)にご意見の趣旨を追加)</p> <p>②P65(5)において、直営で行うべきと企業庁が判断している業務について、委託の可能性を検討すべきと提言しています。ご意見の趣旨も踏まえ企業庁は検討を行い、その結果を公開すべきと考えています。</p>
2	<p>工業用水は企業の生産活動に不可欠であり、公共として取り組む必要がある。</p> <p>莫大な資産と負債を抱えた状態での民営化はありえないし、大規模地震による給水停止の賠償問題などを考えると、引き受け先は皆無と思われる。公共で実施したうえで、一層の安定供給と料金の低減化を要望する。(1件)</p>	<p>P59(4)に記述のとおり現時点では、民営化の環境は整っているとは言い難い状況ですが、今後も社会経済情勢や事業を取り巻く環境は変化していくものであり、状況変化に応じた望ましい事業のあり方を検討することは必要と考えています。</p> <p>なお、経営形態に関わらず安定供給とコスト削減は重要であり、コスト削減を進めることにより、料金の低減化につながると考えます。しかしながら、安定供給を確保するためには、継続的な施設の維持管理が不可欠であり、そのための費用を確保する必要があります。そこで、コスト削減と安定供給のバランスについて、企業庁とユーザーが協働で検討していくべきと考えています。</p>

3	<p>工業用水はユーザーが特定されているので、ユーザーとの話し合いの中で効率的な経営形態を考えれば良いと思います。その点で企業が直接経営すべきケースも有ると思います。（1件）</p>	<p>P 6 6（7）において、施設の規模が大きくなり、特定のユーザーに供給されるなど水需給が均衡している事業については、単独で運営することにより効率化が損なわれないことを前提に、企業庁以外で事業運営を行える可能性がないかをユーザーと協働で検討すべきと提言しています。</p>
4	<p>ユーザーは、国際競争力の必要性から、本来の業務に集中した方がよいと思う。（1件）</p>	<p>企業庁以外で運営する方法としては、P 6 3（4）に記述のとおり、企業庁からの委託を受けてユーザーが運営するといった手法や、ユーザーに施設を譲渡しユーザー自ら運営するといった手法など多様な手法があると考えています。</p>
5	<p>契約水量と実使用水量の乖離が生じていることから、使用量に応じた料金体系、複数の契約メニューが選択できるようにしていただきたい。（1件）</p>	<p>工業用水道事業は産業活動に不可欠なものであり、行政には、事業を持続可能なものとする責任があると考えています。持続可能性を高めるためには、保有資産の維持管理が必要不可欠であります。</p>
6	<p>民営化を推進していると聞いていたが、経営の変革のスピードが少し遅いと感じた。報告書の内容を見ると従来の「公共性」を維持しようとしているように見受けられる。</p> <p>顧客の「公共性」に対する認識は大きく変わってきている。使う側の要求事項を多方面から分析し、公共性としての必要条件を明確化すべきである。</p> <p>民営化を推し進めることは良いことだが、事業の変革を大きく進めるには、顧客の声に即した事業展開をした方が早いと考える。（1件）</p>	<p>現在は、責任水量制のもとで、維持管理費用を含め、収支バランスのとれる料金設定をしており、例えば、契約水量を減量した場合は、予定している事業収入の減少による経営悪化や料金単価のアップを招き、ユーザーによっては負担が増加することがあります。</p> <p>また、経営効率化は料金負担者であるユーザー自身の経営に多大な影響を与えることから、P 6 6の2において経営に関する「協働」が出来るよう定期的にユーザーとの協議を行う仕組みを検討すべきとの提言を行っています。</p> <p>その中で経営形態や、事業展開のあり方についても協働で検討し、より良い経営形態を選択すべきと考えています。</p> <p>また、料金制度のあり方についても協働で検討すべきと考えています。</p>

<p>7</p>	<p>民間委託を考えた場合、民はまず利益を考えることになる。工業用水は、1日使用できなくても大きな損益となり、使用している企業にとって生命水である。このような事業を経験のない民間に委託することは、リスクが大きすぎる。</p> <p>また、特定のユーザーが使用し、需給が安定している事業についても、民を含めた企業庁以外で運営すべきではない。</p> <p>現行を維持し、企業庁内で創意工夫を図れば良い。地震等非常時が考えられる中、長年の経験を持つ企業庁の存在が必要と考える。</p> <p>(1件)</p>	<p>現時点においては、民営化(施設を民間会社等へ譲渡し、経営についても民間会社等が行う)の環境は整っているとは言い難い状況ですが、今後も、社会経済情勢や事業を取り巻く環境は変化していくものであり、状況変化に応じた望ましい事業のあり方を検討することは必要と考えています。</p> <p>なお、民間に委託する業務を拡大する場合であっても、安定供給を行えるよう、地震等非常時の対応は、今後も、行政が責任を持って担うべきと考えています。また、契約によって責任の所在を明確にすることが必要不可欠と考えています。</p>
----------	--	---

(4) 電気部会

番号	ご意見の概要	企業庁の今後のあり方検討会の考え方
1	<p>発電する際の放流水の濁度については、現在、企業庁と漁協の協議により行っているが、民営化された場合は利益が優先され、今までどおり調整できるか不安である。</p> <p>第三者となった場合、県の発言力は弱まるのではないか。</p> <p>(3件)</p>	<p>(1. 2. 3 共通)</p> <p>水力発電事業の本来の目的は、石油代替エネルギーの確保と地域エネルギーの安定確保であります。そのため、経営形態を判断するには、地域との共生が継続されるかも含め総合的に判断する必要があると考えています。</p>
2	<p>公営企業の本来の目的が公共の福祉の増進というのであれば、地域との共生はこれからも大切にすることがあるのではないか。</p> <p>植樹、育林などの事業は、地方公営企業でこそやれるものではないだろうか。</p> <p>今後も引き続き企業庁で事業を実施するよう要望する。</p> <p>(3件)</p>	<p>したがって、いただいたご意見の趣旨など県民の皆さんのご意見を踏まえ、県は経営形態を判断すべきですが、その際、県は公営企業と民間企業との比較など様々な情報を分かりやすく公開する必要があると考えています。</p> <p>たとえば、灌漑用水の補給を行った場合、地域の農業が守られる一方、発電量が減少し、本来の目的である石油代替エネルギーの確保と地域エネルギーの安定確保に影響を与えることとなります。</p>
3	<p>電力会社等へ譲渡すると利益を重視した経営形態になり、灌漑用水補給の運用ができなくなる恐れがある。</p> <p>運用状況によっては、農地に農業用水が供給されない恐れが生じ、農家の壊滅的打撃が発生することはもちろんのこと、三重県経済に与える影響は計り知れない。</p> <p>農業利水者としては、現状どおり地方公営企業での実施を強く要望する。</p> <p>(1件)</p>	<p>また、企業庁が森林整備に協力することは、県の施策の一翼を担うことで県費を節減しながら、電気事業としても森林の保水力回復の効果が期待できますが、その反面、発電原価の増加、ひいては電気料金の増加につながります。</p> <p>さらに、漁業への影響を考慮して、放流水の濁度が高い場合に発電を止めた場合は、発電量が減少することになります。</p> <p>したがって、民間企業において経済性を重視した場合は、発電量が増加するものの、このような地域との共生が継続されない可能性があり、新たに県としてそのための調整を行う必要が生じることも考えられます。</p>

		<p>このような情報を十分に公開したうえで、県民にとって望ましい経営形態について判断すべきと考えています。</p> <p><u>(P 9 2 の提言に回答の趣旨を追加)</u></p>
4	<p>純国産エネルギーである水力発電は、エネルギーセキュリティの面で重要な役割を果たしている。</p> <p>三重県の水力発電においてもその一翼を担っており、地元と長きにわたり築き上げてきた貴重な財産であることから、公営水力電気事業の意義は高い。</p> <p>公営水力ならではのメリットを最大限発揮し、今後も事業継続していくべきである。(1件)</p>	<p>水力発電事業は石油代替エネルギーの確保に一定の役割を果たしており、経営形態に関わらず、継続していく意義があると考えています。</p> <p>なお、経営形態については、公営企業と事業譲渡の比較を十分行った上で、県は経営形態を判断すべきと考えています。</p>
5	<p>水力発電はCO2を出さないクリーンな電源として重要な役割を果たしており、公営の水力発電としてもその存在意義を発揮してきた。</p> <p>県民として、また、行政として、環境問題へ直接的に取り組んでいく必要があり、公営水力はその実践であると考えている。(1件)</p>	<p>現状どおり地方公営企業で実施する場合と、電力会社等へ事業譲渡する場合のどちらの場合も、石油代替エネルギーの確保や地域エネルギーの安定確保といった目的達成に大きな差はないと考えています。</p> <p>ただし、事業譲渡を選択する場合には企業庁が実施している水力発電事業が、これまで行ってきた渇水時の水利用調整などの地域貢献も含め、その所有する全ての水力発電施設が維持されることが前提と考えています。</p> <p>また、公営で継続して実施することを選択する場合には、石油代替エネルギーの確保と地域エネルギーの安定確保のため、現在所有している施設は、県が直営でコントロールしていくということを、県の政策として明確に位置づけることが前提であると考えています。</p>